

2026年度 重要事項説明書



学校法人白梅
幼保連携型認定こども園
北会津こどもの村幼保園

目次

P1・・・学校法人白梅の基本理念 及びスローガン	P19・・・服装について
P2・・・教育・保育の目標	P20・・・健康管理について
P5・・・運営主体・施設の概要	P21・・・感染症について 熱性けいれんについて 園嘱託医師
P6・・・シンボルマーク	P22・・・登園停止の疾患について
P7・・・子育て支援事業	P24・・・薬について 予防接種の確認とお願い
P8・・・施設・設備の概要	P25・・・個人情報について
P9・・・学法白梅の特色	P27・・・災害時について 引き渡し訓練について
P10・・・認定号数について	P28・・・園児の安全と事故対策
P12・・・開園日・早朝預かり・預かり保育料	P29・・・駐車場について その他諸連絡
P13・・・利用料金について	P30・・・同意書兼誓約書について ご意見・ご要望解決について
P14・・・土曜保育について・主な行事	
P15・・・一日の保育の流れ（3・4・5歳）	
P16・・・一日の保育の流れ（0・1・2・満3歳）	
P17・・・給食について	
P18・・・アレルギー対応について	

この資料は卒園するまで参考になれますのでご家庭で保管して下さい。

学校法人白梅のHPは、こちらです。
<https://www.gakuhou-shiraume.com/>



『みつけたねじぶんいろ』

- ・ 私たちは、ひとりひとり違う子どもの、ひとつひとつの素晴らしい輝きを大切に考え、多くの経験の中から「じぶんいろ」を見つけられるよう、全力を注ぎます
- ・ 私たちは、かけがえのない成長の瞬間を保護者の方々と共有し、子育てが楽しいと感じられるような毎日を提案します
- ・ 私たちは、地域社会と積極的に関わることで、子育てベースステーションとしての役割を果たします
- ・ 私たちひとりひとりが自分らしさを発揮し、ひとりの人間として夢を持ち成長し続けることで、子どもたちのより良い未来に貢献します

認定こども園北会津こどもの村幼保園は、子どもの人格が形成される、とても大切な時期を過ごす場所だからこそ、しっかりとした役割意識と使命感を持って教育・保育を提供します。

- ①子育ての専門家集団として地域で広く認知されます
- ②自分たち自身が納得できる教育・保育を日々実現します
- ③地域の多くの方が集える様々な「ふれあいの場」を提供します
- ④家庭での仕事をしながら子育てする方との契約など独自の仕組みを確立します
- ⑤卒園した子どもたちが成人するまで関わり見守ります
- ⑥地球環境を考え、それを採り入れた教育・保育を実現します

■からだの丈夫な子ども <体を使う力>

10の姿の「健康な心と体」「自然との関わり・生命尊重」「豊かな感性と表現」を含みます。体をうまく使うことや手先が器用になるなど、さまざまな技術を覚えていくこと。五感で感じとる感性。運動にとどまらず、自然や生命を感じることも、体を使う力のひとつです。

■自ら進んで遊びを考えられる子ども<考える力(頭を使う力)>

10の姿の「思考力の芽生え」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」を含みます。子ども自身が試行錯誤しながらじっくり考えることで、考える力は育ちます。数や文字を、ただ覚えるのではなく、まずは興味を持って、必要だと思えることが、学びの基本になります。

■自然の恵みや生命を大切にできる心豊かな子ども(人と関わる力)

10の姿の「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「言葉による伝え合い」を含みます。人と直接関わって力を合わせること、よい関係をつくるためにルールを守るなど、対人関係の基本を幼児期に育てていくことが大事です。

これらの3つを支えるために大切なのが「自立心」です。主体的に「やりたい」と思う気持ちが、さまざまな力を身につける土台になっていくのです。

■幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」とは？

2018年度4月から、幼児教育に関連する、文部科学省の「幼稚園教育要領」、厚生労働省の「保育所保育指針」、内閣府の「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」が改定されました。幼稚園・保育園・こども園、それぞれに「3歳からは同じ教育」の機能があることや、「子ども主体の学びが重要」であること、そして「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が示されています。「10の姿」が、幼稚園・保育園・こども園にとって、共通の新しい指針となったのです。

■幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿

- ・ 健康な心と体
- ・ 自立心
- ・ 協同性
- ・ 道徳性・規範意識の芽生え
- ・ 社会生活との関わり
- ・ 思考力の芽生え
- ・ 自然との関わり・生命尊重
- ・ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ・ 言葉による伝え合い
- ・ 豊かな感性と表現

https://www.mext.go.jp/content/1422303_08.pdf

文部科学省HP参照



年齢	教育・保育目標
0歳児	個々の生活リズムを整えながら、清潔で安全な環境のもとで過ごす。
1歳児	安定した情緒の中で、保育教諭に親しみをもって過ごす。
2歳児	生活に必要な身の回りのことを、自分で行おうとし、保育教諭や友だちと関わり、遊ぶことの楽しさを味わう。
3歳児	保育教諭との信頼関係のもとに安定し、友だちと一緒に遊んだり、活動したりすることを楽しむ。
4歳児	日常生活に必要なルールを守りながら、自分の力で行動し、充実感を味わう。
5歳児	生活や遊びに意欲をもって友だちと一緒に活動する楽しさを味わう。

運営主体・施設の概要

- 運営主体 学校法人 白梅
- 代表者 理事長 橋本 希義
- 所在地 〒965-0005 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字北柳原42-1
- 連絡先 TEL 0242-22-3463 FAX 0242-32-6702 (子どもの森)

-
- 施設種類 幼保連携型認定こども園
 - 施設名 認定こども園 北会津こどもの村幼保園
 - 所在地 〒965-0131 会津若松市北会津町中荒井山道4-1
 - 連絡先 TEL 0242-23-8585 FAX 0242-58-2299
 - 管理者 園長 橋本 希義
-

- 利用定員 185名(合計)

利用対象 1号認定 3・4・5歳児 20名
 2号、3号認定 0・1・2・3・4・5歳児 165名

- 職員配置状況(2025年度 現在)

職名	員数(2025/4現在)
園長	1
副園長兼幼稚部主幹保育教諭	1
保育部主幹保育教諭	1
保育教諭	34
保育補助	10
子育て支援員	2
事務員	1

シンボルマーク



このマークは、自然環境を構成する様々な要素の中から、太陽と星そして草木とさわやかな風をモチーフに選び、また後面の四角形は各要素が構成される空間（環境）を表しています。選んだモチーフの性質がそれぞれ異なるように、新しく集う園児たちの個性は十人十色です。この元気な好奇心でいっぱいな子ども達が、様々な遊びや学習に驚き学び、ワクワクする心が素晴らしい世界を豊かな感性で大きく広げてほしいという願いが込められています。そして、子ども達が自由で楽しい時を過ごせるように、素敵な環境と将来への希望を提供していきたいという姿勢が込められています。カラーリングは、グリーンを基調に、元気・健康や好奇心をイメージするレッドやイエロー、そして、各要素がいきいきと映えるような空間をブルーで表現しました。

子育て支援事業

■子育て支援事業

- ・ 子育て支援「すももくらぶ」対象：0～1歳半及びその保護者
(プレママさんも参加可です)
- ・ 子育て支援「ぴかりんくらぶ」対象：1歳半～就園前のお子様及びその保護者
- ・ 園庭・園舎開放：9時～12時 13時～15時
- ・ 子育て電話相談：子育て支援相談（月～金9：00～16：00）
※自園の職員及び、必要に応じて外部講師による電話相談及び面接を行います。
- ・ 子育てサークル支援
※地域の子育てサークルと連携し、施設の提供・設備の提供・その他必要な支援の提供を行います。

■一時預かり事業

家庭において保育を受けることが、一時的に困難となった就学前子どもに対して、一時的に預かり、必要な保育を行っております。
受け入れにあたり、ご家庭の状況確認や事前の登録が必要となります。

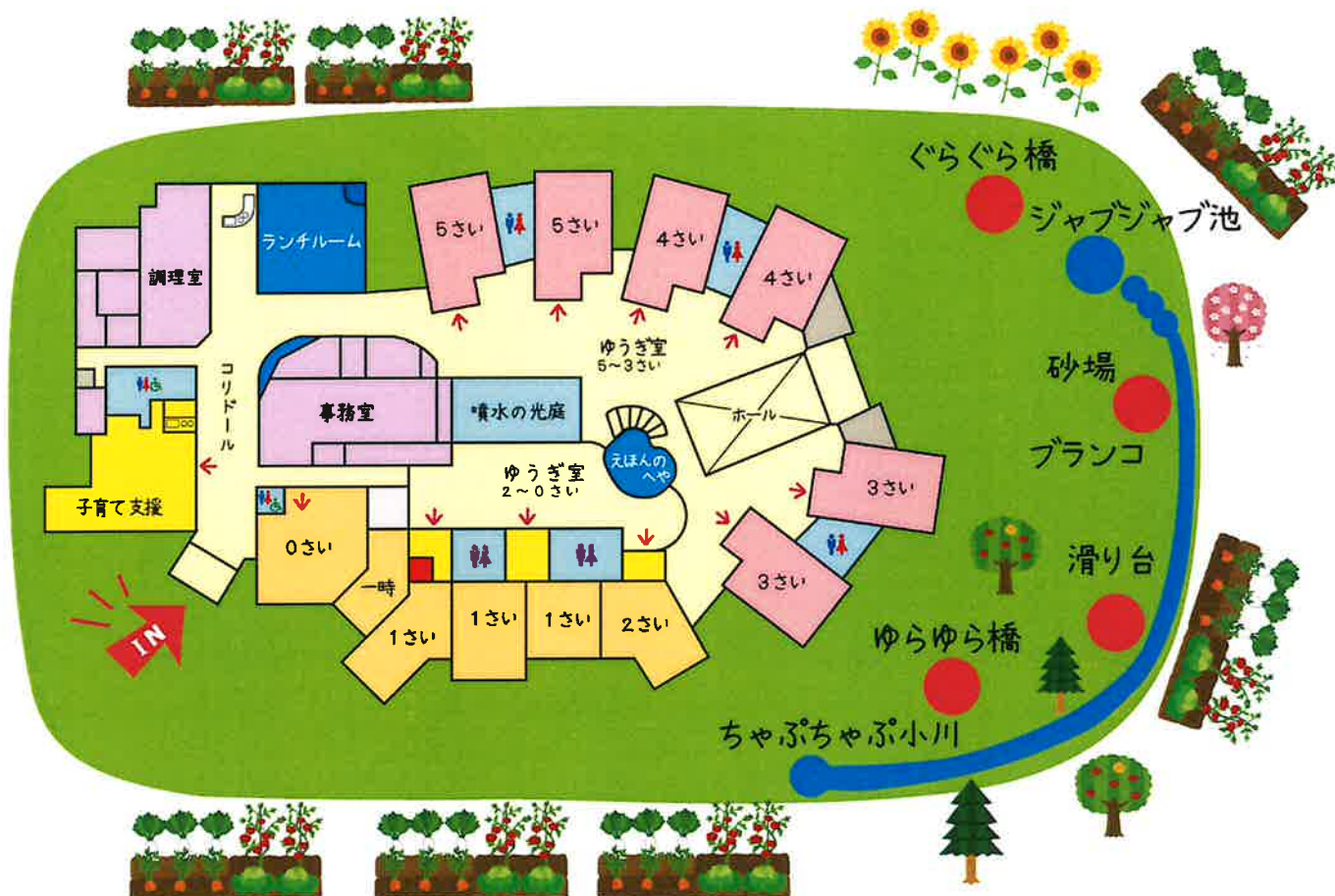
■延長保育事業

いつもの保育時間を超えて保育が必要な場合、延長保育を行っています。

会津若松市より子育て支援拠点事業を委託されています。

施設・設備の概要

北会津こどもの村幼保園園庭見取り図



敷地面積	1175.00㎡	
園庭面積	760㎡	
園舎	構造	延床面積
満3歳	木造二階建て	1017.15㎡
満4歳～満6歳	鉄筋コンクリート造	
満1・満2歳	木造平屋	157.85㎡

2026年4月1日

学法白梅の特色

■仏教園(浄土真宗)として110年の歴史があります。

理想とする子ども像(健学の精神)3つの約束に表現されています。

- 一. ほとけのこは、なかよくやさしくいぎたしくいたします。
 - 一. ほとけのこは、かならずやくそくをまもりよろこびをわけあいます。
 - 一. ほとけのこは、にこにこしごとをしやさしいところをわすれません。
- <健全な精神、やさしい心、やる気のある子>

■子ども達の非認知能力を育む

人間形成の土台ともいわれる幼児期から自立心や社会性を養うため、独自のカリキュラムを提供しています。子どもたちは、**園での体験**を通して意思決定力、協調性、創造性、問題解決能力などの「非認知能力」を育み、豊かな学問的・社会的基盤を形成していきます。そのための物的・人的環境を整えています。

■こども主体の遊び〜アクティブラーニング〜

アクティブラーニングとは、「なにを学ぶか」ではなく「どう学ぶか」に重きをおいた学習方法で、大人から一方的に情報や指示を与えるのではなく、能動的・主体的に学ぶ学習のことです。幼児期の子どもたちにとっては「あそび」が「学び」であり、あそびのなかから多くのことを学んで成長していきます。

園では子どもたちに「目的のあるあそび」を通して、手や頭を動かしながら探求し、交流し、創造的な想像力を働かせる経験をして行くために、あそびのなかで興味関心が広がるよう促します。子どもがスムーズにあそび、友だちと交流できるような環境整備や、クラスに溶け込めるようなサポート、学びへの関心に火をつけるためのさまざまな工夫をしています。

■国際的な環境を高める 〜必要な英語スキル〜

- ・SIRと提携し外国人の表現・文化に親しみ英語に自然に触れあいゲーム・歌など乳幼児から日常生活の中で、英語や外国人に触れあう体験をしています。

■運動能力を高める 〜体を動かす遊び〜

- ・園では幼児の興味関心を引き付ける様々なオリジナル木製遊具を設置しています。運動機能の発達には脳の神経発達を促します。子ども達ひとりひとりの挑戦意欲や達成感を喜びへと繋げ、大きな自信とする心を育みます。体育講師が年少から入り各年齢に応じた年間活動を計画し実施しています。

■保育の資質向上

専門性をより強化するために職員研修を通して様々な学びを深めています。

- ・キャリアパスの基本的な研修を計画的に行い、外部講師を招き絵画・造形研修、音楽研修、乳幼児保育スキルアップ研修や法人間学年交流・など様々な面から独自に専門性を高めています。
- ・社会人としての成長するために独自の評価研修やキャンパス研修(ZOOM)などでコミュニケーションスキルを磨いています。

認定号数について

当園は、2015年度から施行された「子ども・子育て支援法」による施設給付を受ける幼保連携型認定こども園です。保育を受けるに当たって、幼稚園か保育園かではなく、1号から3号までの支給認定を受けて利用することになります。保育の基本理念である建学の精神に基づいて、満1歳から就学前の満6歳までのお子さんの連続した成長を支えていく教育・保育を一体的に行う施設です。

①1号認定：お子様の年齢が満3歳以上

- ・保育に必要な事由（保護者の就労、妊娠、出産、疾病、障害など）は必要なし

※満3歳以上の方は、全ての方が1号認定を受ける事が出来ます。

- ・教育標準時間4時間程度で通園する

※当園に通園される場合は、8:30～14:00の通園時間となります。

（新2号）…2019年度に新設された制度です。保育の必要性を認められた方のみです。

1号認定+預かり（保育の必要性の認定）の給付を申請を行うと（利用回数×450円）
最大月額11,300円まで減免があります。園での利用料金は（利用回数×650円）です。

②2号認定：お子様の年齢が満3歳以上

- ・保育に必要な事由（保護者の就労、妊娠、出産、疾病、障害など）に該当する

- ・保育標準時間（原則11時間以内）や保育短時間（原則8時間以内）で通園する

※当園に通園される場合は、標準時間7:00～18:00、短時間8:30～16:30の通園時間となります。

③3号認定：お子様の年齢が0歳～満3歳児未満

- ・保育に必要な事由（保護者の就労、妊娠、出産、疾病、障害など）に該当する

- ・保育標準時間（原則11時間以内）や保育短時間（原則8時間以内）で通園する

※当園に通園される場合は、標準時間7:00～18:00、短時間8:30～16:30の通園時間となります。

- ・入園の基準及び保育料（両親の所得に応じた金額）は市の基準通り

※2号認定、3号認定は保育の必要量（就労条件等）により保育時間は保育標準時間と保育短時間に分かります。

【1号の預かり保育に関する補助制度（新2号制度）について】

3歳児以上の1号認定のお子さまを対象に、就労等により保育の必要性が認められた場合にご利用いただける、国の「預かり保育利用者支援（施設等利用給付）」（新2号制度）についてご案内いたします。

【制度の概要】

- ・保護者が就労や介護等により「保育の必要性がある」と市町村から認定された場合預かり保育の利用料に対し、月額最大11,300円まで補助されます
- ・単発的な利用でも、日割りで実績に応じて補助されます

【補助を受けるための条件】

1. 保護者が就労・就労予定・疾病・介護などの理由で保育の必要性があること
2. 市区町村に「施設等利用給付認定（新2号認定）」の申請・取得をしていること
3. 園が預かり保育を提供しており、利用実績があること

【就労予定の方へ：事前相談のお願い】

- ・就労をこれから予定されている方は、必ず就労を開始される前に園へご相談ください。
- ・補助制度の申請には、事前に必要な手続きや書類がございます。
- ・就労後に申請されますと、補助の対象外となる場合があります。

【認定の変更について】

保護者の状況により、1号認定から以下のような変更が可能です。

- ・新2号認定（1号のまま施設等利用給付の対象となる）
- ・2号認定（保育利用としての認定）
これにより、保育料の無償化や預かり保育補助の拡充など、支援を受けやすくなります。

△ ご注意ください（重要）

認定変更や預かり保育の利用可否については、以下の点を総合的に勘案し、個別に判断させていただきます：

- ・園の保育教諭の配置状況
- ・保育室等の物的環境
- ・2号認定児の定員枠の空き状況

ご希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

開園日・早朝預かり・預かり保育料金

認定区分	1号認定	2号・3号認定
休園日	土曜・日曜・祝祭日・年末年始(12/29～1/3)	日曜・祝祭日
	夏期、冬期、春期休暇・行事振替休日	年末年始(12/29～1/3)
早期保育時間	7時00分～8時30分	7時00分～8時30分
	※ 有料	※ 有料(短時間の方)
保育時間	8時30分～14時00分	標準時間: 7時00分～18時00分
		短 時 間: 8時30分～16時30分
預かり保育	※有料 月～金: 14時00分～18時00分 土曜日は、下記参照	16時30分～18時00分 ※ 有料(短時間の方)
延長保育	18時00分～19時00分(有料)	
保育料金	1・2号無償となり3号は会津若松市の決定する保育料	

《早朝預かり・預かり保育料金内訳》

支 給 認 定			7:00 ~8:30	8:30 ~14:00	14:00 ~16:00	16:00 ~18:00	18:00 ~19:00
1号	月~金		30分250円 月極3,000円	無償内	30分250円 2時間月極12,000円 4時間月極15,000円		30分350円 30分月極3,000円 1時間月極6,000円
	土		同上	30分250円 (おやつ代別途100円)		—	
	長期休み期間		同上	30分250円 (おやつ代別途100円)		—	
2・3号	保育 短時間	月~金	同上	無償内 保育短時間 (8:30~16:30)		30分 250円	30分350円 30分月極3,000円 1時間月極6,000円
		土	同上				—
	保育 標準時間	月~金	2号は保育料無償 標準保育時間(7:00~18:00)				30分350円 30分月極3,000円 1時間月極6,000円
		土					—

*支給認定によって、保育利用時間について保育料以外の利用料金が変わります。

※月極で延長保育を利用される方で、園に同時在園される場合、下のお子様は半額となります。(2・3号認定)

《満3歳児1号認定預かり保育料金》

1号認定(満3歳児)			
早朝保育(有料)	7:00～8:30	30分300円	月極め: 3,500円
通常保育時間	8:30～14:00		
預り保育(有料)	14:00～18:00	1時間: 600円	2時間月極め: 13,000円
			4時間月極め: 16,000円
延長保育(有料)	18:00～19:00	30分: 400円	
		1時間: 800円	

※1号認定+預かり(保育の必要性の認定)の減免は受けられません。ご注意ください。

※3号認定は、満3歳のお誕生日を迎えると、認定区分が自動で2号認定に変更されます。

※誕生日の翌月から1号認定に変更も可能になります。利用定員枠がありますので、お受けできない場合があります。

利用料金について

・1・2号は、保育料のみ無償です。3号認定の保育料は、「第2子半額」「第3子以降のお子様は無償」です。

※同一世帯の18歳未満までの兄弟姉妹を基準として数えます。

※無償となるのは、保育料のみです。毎月の費用については、対象となりません。

・月額保育料等は、全てお子様名義の郵便局口座からの振替となっています。

・3号認定が感染性疾患により、6日以上休園した場合、欠席数に応じて利用者負担額（保育料）を日割りで減免しています。（日曜・祝日を除く連続した6日間）

《入園時にかかる費用》

	1号	2号	3号
入園受け入れ準備費	幼稚園同時入園児及び卒園・在園児の下のお子様は減免あり		3号は、翌年満4歳児進級時に徴収
入園手数料			
制服代等	5,000円（入園に関する事務経費）		
個人用品費用	すべてを揃えた場合：40,000円程度 ジャケットのみリースの場合：30,000円程度 ※ジャケットリース代 年間2,000円（クリーニング込）		スモック等：3,000円程度 (1,2,満3歳児のみ)
	5,000円程度		1,000円程度

※入園準備金の減免については、振込用紙とともに後日詳細のお手紙をお渡しします。

《特定負担金及び実費徴収（月額）》

項目	1号	2号	3号
保育料	無償		会津若松市が定める基本保育料をお支払いいただきます。
給食費	副食費：4,500円 主食費：1,500円	副食費：5,500円 主食費：2,300円	保育料に含まれます。
	※ 年収360万未満相当の世帯及び多子軽減で第3子以降の、副食費は4,500円迄免除となります。		
保護者会費	500円（世帯で徴収）		

項目	内容、負担を求める理由及び目的	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
教育充実費	講師、園外のバス利用、公定価格以上の下記のもの（教材費、保健衛生費、冷暖房費、人員配置）	1,000円	2,000円	3,000円	3,500円		
施設設備等維持費	施設管理、園舎維持管理、園庭遊具等環境整備費、消耗品の補填	1号認定児3,500円 2号、3号認定児4,000円					

卒園経費	お泊り保育、満了記念寄付等	500円
------	---------------	------

■徴収料金の未納が3ヶ月に達しますと利用の協議、または一部停止・終了などの措置をするようになります。

■対応についての面談は園長が行います。

■全ての料金は、社会情勢により変動することがあります。

土曜保育について

■土曜保育の提供は、原則として保育が必要な場合に限られています。

保護者が就労されていない日は、基本的に保育を受けられないことになります。

通常の休業日に仕事が入ったり、通院やご家族の介護などにより保育を必要となったりする場合は利用が出来ます。(土曜に限らず、月曜日から金曜日に保護者の休業日がある場合も同様です。)

利用人数把握と年齢に応じた保育体制を整える為に、毎月「土曜保育利用申込」にてご利用を確認させて頂いております。

■都合で欠席することが分かっている場合は、早めにご連絡お願い致します。

■当日、連絡なしでの利用は、保育士体制の都合上ご遠慮願います。やむを得ない場合は、ご相談ください。

■土曜日の預かり時間は7:00～18:00までとなっております。

■毎週土曜日はお弁当の日となります。給食の提供はありません。

お弁当・飲み物を水筒（お水かお茶を入れて）で持参させてください。

■持ち物について ※季節により水着やスキーウェアが必要になります

- ・お弁当 ・水筒（お子様が飲みやすいもの）
- ・食事用エプロン、おしぼり、汚れ物袋(保育部) ・午睡セット ・カラー帽子

※土曜日の連絡帳は利用せず、口頭で伝達をさせて頂いております。

主な行事

※前年度実績

《春》

- ・入園式
- ・親子遠足
(幼稚園)
- ・内科・歯科検診
- ・花まつり
- ・個別懇談
- ・いちごがり

《夏》

- ・ホタルまつり
- ・夏まつり
- ・おとまりかい
(5歳児)
- ・サマー
フェスティバル

《秋》

- ・運動会
- ・報恩講
- ・内科・歯科検診
- ・祖父母参観
- ・敬老会
- ・りんごがり
- ・秋の遠足

《冬》

- ・発表会
- ・作品展
- ・個別懇談
- ・もちつき
- ・ひなまつり会
- ・お別れ会
- ・卒園式
(5歳児)

毎月：誕生会、避難訓練、身体測定など
適宜：園外保育、英語スクール、体操教室

【課外スクール】

- ・3歳児からのお子さん対象で、こども体育研究所、SIR英語スクール、カワイ音楽教室を行っています。
- ・4・5歳児のお子さん対象で、インターナショナルスイミングスクールに申し込みをして通う事が出来ます。

※課外教室は、全て直接契約となります。

一日の保育の流れ（3・4・5歳児）

あ時間	1号認定	2号認定		
7:00	早朝保育	順次登園		
	事前に申し込みが必要になります。	※2号認定短時間のお子さんは、事前に申し込みが必要になります。		
		受け入れ・視診		
8:30	登園・遊びの時間	遊びの時間		
10:30～	年齢に応じた活動			
11:30～	給食の用意			
12:00～	給食			
13:30	降園準備			
14:00	降園	年少児	年中児	年長児
		午睡		午睡は必要に応じて行います。
15:00		おやつ		
15:45		遊びの時間		
16:30		※2号短時間の方は、16:30までにお迎え		
18:00	順次お迎え 希望により延長保育利用可能です。			
19:00	お預かりできる最終時間となっております。 必ずお迎えにおいでください。			

★当園は、こども主体の遊び～アクティブラーニング～を大切にしています。

夢中で好きなことをする時間や失敗する経験は、子ども達を大きくしてくれる大切な時間です。私たちは、子どもひとりひとりの【やってみたい】を受け止め、「感じて」「考えて」「行動する」力を育みます。

★年齢に応じた活動を取り入れています。

想像力・表現力を育む音楽・造形活動や、行事に向けて学年で話し合う学年集会、ねらいを持った集団ゲームなど、年齢に応じた活動の時間も設けています。

★1日の保育の流れは、子どもの様子、季節、行事の予定等により毎日少しずつ調整しています。

一日の保育の流れ（0・1・2歳児）

時間	3号認定	満3歳児 1号認定
7:00	順次登園	
	受け入れ・視診	
	遊びの時間	
8:30	※3号短時間の方は8:30～登園	登園
9:30～	遊びの時間	
11:00頃～ お子さんの 生活リズムに合 わせて	順次給食	
	順次午睡	
14:00		降園
15:00	目覚め 排泄・手洗い	
15:20	おやつ	
15:45	遊びの時間	
16:30	保育短時間をご利用の方は16:30までにお迎え	
	順次お迎え	
18:00	希望により延長保育利用可能です。 事前に申込みをして下さい。	
19:00	お預かりできる最終時間となっております。 必ずお迎えにおいでください。	

★月齢や個々のペースに合わせた生活リズムを大切に過ごします。

★排泄・食事・着脱は、担当の保育士が個々に合わせて行います。

★五感を感じて過ごすことが出来るよう季節に合わせた活動を取り
れています。

給食について

食べ物は生命と直接につながるものです。食べる意欲は活動の意欲にもつながります。子どもが「食」に対して興味を持ち、感謝して食べることができるよう、子どもの「心」と「体」を育む「食育」を大切にしています。

《当園は株式会社ミールケアの給食を提供しています》

- ・化学調味料を一切使用せず、しっかりとだし汁をとり、素材の味を知ってもらうために薄味の味付けのものを提供します。
- ・栄養のバランスを第一に考え、1食に野菜が5種類は入る献立を心がけています。
- ・おやつは、食事では摂取しきれない栄養を補う役割があり、食事の妨げにならない程度の量で手作りを心がけます。
- ・食材は、品質・季節・地域・消化の良い物等を選んで使用します。
- ・天然のだしを使用し、素材の味のおいしさを体験できるような薄味の味付けです。
- ・献立は、アプリ（KIDS MEAL）にてお知らせいたします。

※休んだ場合の返金や給食の持ち帰りはできませんのでご了承ください。

※年長児は、11:30よりランチルームをオープンし、自分たちで遊びの区切りをつけて自主的に食べに来る方式をとっています。

※土曜日は、「お弁当」です。土曜日以外にも行事等でお弁当の日があります。

※誕生会のおやつ(1～3号認定児)、午後のおやつ(2～3号認定児)も手作りで。土曜日も、おやつが出ます。

※アレルギーのお子さまは、個別で対応します。但し、5種類以上のアレルギー対応は行っておりません。

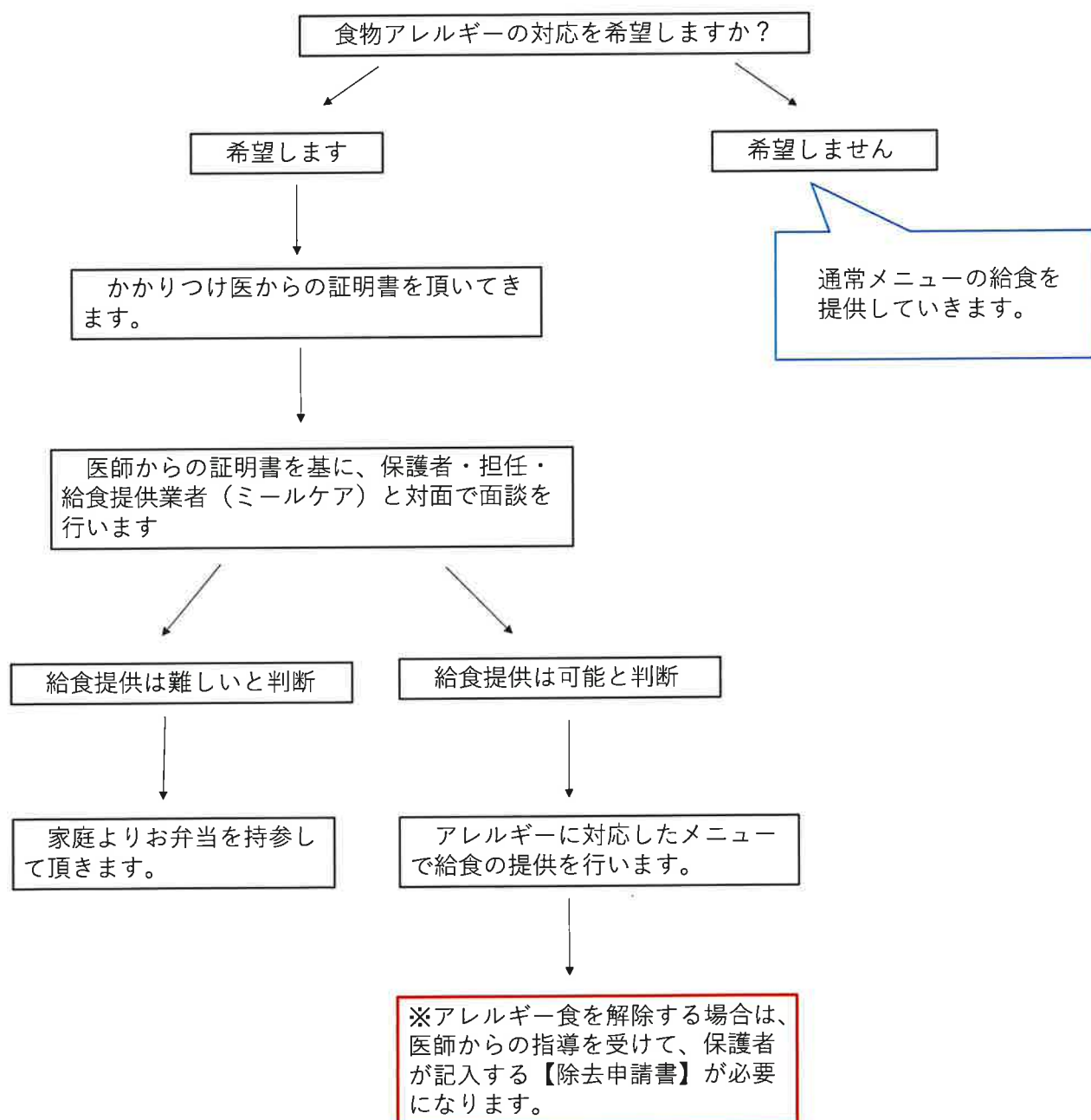
アレルギー対応について

アレルギー等のある方は、面談を通してアレルギー食で対応させていただきます。

※アレルギー調査票の提出は、必須となります。

※5種類以上のアレルギーには、対応しておりません。

◎入園時、進級時ごとに「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の記入をして頂きます。指導表を基に、食物アレルギーの対応が必要なお子様は、以下のフローチャートの手順に沿って対応していきます。



服装について

〈保育部(0歳児～満3歳児)〉

■自由服登園となっております。動きやすく汚れても安心な服装で登園させてください。安全のためフード付の洋服はお控えください。

靴は、お子様たちが脱ぎ履きしやすいようなものを推奨しています。

(かかと部分に必ず記名をしてください。サンダル、靴ひもは不可)

園内は、素足となりますので上履きは使用しません。

■活動中の服装のまま食事、お昼寝となります。お昼寝のしやすい素材や形でご準備下さい。(締め付けのあるものや装飾のあるものはお控え下さい。)

■衣類などには全て名前をご記入下さい。

〈幼稚部(3歳児～5歳児)〉

■制服・園指定の靴や帽子での登園となります。

登園後、スモックと半パンツに着替えて過ごします。

《登園時》



《登園後》



健康管理について

《健康診断》

内科診断	全園児	2回
歯科健診	全園児	2回
尿検査	全園児	2回

《保育中の体調不良児保育、病後児保育について》

■健康に登園しても、保育中に体調不良の状況が生じた場合、早めにお知らせ致します。

・基本的に37.5℃以上の発熱があった場合

・全身症状をみて熱が高くなくてもお子さまが健康に生活を送れない状態の場合

■乳幼児は、早めの医師の処置が大切です。早めにお迎えをお願い致します。

■病気が全快しても、健康児と同じ保育ができない場合、園よりお迎えをお願いする連絡を入れさせて頂く場合があります。病気中のお子さまをお預かりする病児保育とは異なりますので、予めご了承下さい。

《病後の登園時注意事項》

■健康上に変わったことがある時は、登園時に必ずお知らせください。

①発熱

②嘔吐・下痢

③機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪い

④服薬後の登園

⑤通院した場合は病院名、病名と症状

■当園後に体調が悪くなった場合や、全身症状を見て、熱が高くなくても体調が悪い場合は、早めにお知らせします。

感染症について

《感染性の病気の時》

- 感染症と診断された時は、他のお子さんにうつらないようにお休みをお願いしています。治って登園する場合は、かかりつけ医師に登園の可否をおたずね下さい。

※感染症によっては、保健所に報告しなければならない場合もあります。

- 出席停止の考え方は、感染拡大の防止とかかったお子さまの早期回復や合併症の予防が目的です。このため出席停止期間は、病原体を大量に排出して他人に容易に感染させる状態の期間が設定されています。
出席停止期間は、登園を控え、かかりつけ医より登園可能と判断されてからの登園をお願い致します。

3号認定の方は、感染症などによる出席停止で、日曜、祝日を除く連続した6日間お休みをされた場合、保育料の一部が減免になります。申請用紙に医師の証明をもらい、幼稚園に提出して下さい。
なお、申請用紙は、事務室にありますのでお申し出下さい。

熱性けいれんについて

- けいれん発作が起きてしまった場合は、救急車対応となります。
- 緊急連絡先は、必ず連絡がつく方にさせていただきますようお願い致します。
- 熱性けいれんをお持ちの方は、園との面談・書類の提出をお願いしております。

園嘱託医師

内 科	会津西病院	小松 紘先生
歯 科	会津西病院	松本孝之先生
薬剤師	くすのき薬局 西若松店	安齊泰裕先生

登園停止の疾患について

【感染力が非常に強い感染症】

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあっては、3日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（－）としている。

【感染力が強い感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(一)としている。

- ・園は乳幼児が集団で、長時間生活を共にする生活の場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、ひとり一人の子どもが一日快適に生活できるよう、ご理解とご協力をお願い致します。

【登園届が必要です】

- ・登園届は、上記の感染症にかかった場合、保護者の記入が必要な書類です。
- 【重要】
- ・医師の指示に従い、十分に症状が回復し、登園許可が出たら登園届をご提出下さい。

他の伝染病についても、医師の指示に従い、十分に症状が回復してから登園させて下さい。

また、具合が悪い時は、無理せず ゆっくりお家で休んで下さい。

くすりについて

■学校法人白梅の施設において、与薬は行いません。

- ・こども園におけるお子様への与薬は、保護者の方が来園し、与えていただくこととなっております。
- ・園で与薬が必要な場合は、保護者からの「お薬依頼書」を基に行いますので、必ずご持参下さい。
- ・診察の際は、こども園に通っていることをお伝えいただき、薬の処方は1日に朝と夜の2回の処方をご依頼ください。

■与薬する場合は、下記のお薬依頼書が必要になります。

- ・お薬依頼書に記入の上、連絡袋に入れて持参してください。
- ・お薬依頼書に記入のない場合は服用させることが出来ません。ご了承下さい。(記入の仕方：基本は1週間ごとです。年間で服用する場合は、1枚提出して頂きます。お薬が変わったときは、再度提出して頂くようになります。)

■与薬は、医師が処方する薬に限ります。市販薬は、与薬できません。

■薬袋に氏名を明記し、服用時間（食前・食後）をお知らせ下さい。

■水薬は、1回分のみ連絡袋に入れて持たせて下さい。

■お薬依頼書は、確認の為毎日持ち帰ります。服薬したかを確認して頂きましたら、保護者欄にサインをお願いします。記入して頂いた期間が終了しましたら、園で用紙を保管致します。

予防接種の確認とお願い

定期の予防接種はお済みでしょうか。予防接種は、自然感染すると重篤な症状を引き起こすこともあるため、90ヶ月(7歳半)未満までに終了するよう決められているものが多いです。母子健康手帳を確認の上、未接種のものがありましたら、早期に受けられるようお願いいたします。

※予防接種後は、副作用の関係上、お子様の状態を観察して頂き、気になる点がない場合のみ登園をお願いしています。また、どうしても預けなければならない場合は、職員に相談して下さい。その際、すぐに連絡が取れる体制のご協力をお願い致します。

個人情報について

学校法人白梅は、園児及び卒園児とその保護者様等からご提供いただいた個人情報について、その重要性を深く認識し、個人情報の保護の徹底を図るため以下の方針を定めます。

- I. 当法人は、個人情報の保護に関する法律、及びその他の関連法令等を遵守します。
- II. 当法人は、個人情報をご提供いただく際に、その利用目的を出来るだけ特定し、皆様に通知・公表します。個人情報の内容によりその利用目的は異なりますが、本人又は当該本人の保護者等に係る個人情報の内容とその利用目的は以下のとおりです。

■個人より直接取得した個人情報

園児氏名、性別、生年月日、現住所、電話番号、身上書の記載事項、保護者氏名、保護者住所、保護者電話番号等、園児及び保護者を識別できる情報

【主な利用目的】

- ・市の子ども課に申請する書類一式

※個人情報の提供の停止を希望される方は、本人又は当該本人の保護者等からの手続きにおいて提供を停止いたします。

■教育指導等により取得した情報

指導要録関連情報、入園選考結果関連情報、出席簿、園日誌、進路関連情報、健康診断票、転出入関連情報、生活記録、学納金の納付関連情報

【管理方法等】

機密に扱っております。

【健康診断等により取得した情報】

機微情報（センシティブ情報）になり得るものですが、学校保健法第6条に基づき毎年定期に実施し情報を取得いたします。

【管理方法等】

機密に扱っております。

- III. 当法人は、個人情報を教育活動や園業務等、あらかじめ定めた目的以外に使用いたしません。
- IV. 当法人は、ご提供いただいた個人情報が必要な理由及び必要が認められる場合を除き、第三者に提供することは決してありません。

■個人情報の開示請求等について

本人又は当該本人の保護者等が、本人であること（当該本人の保護者等であるときはその旨。）を明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書（代理人による開示請求にあっては、委任状を含む。）により請求することになり、当法人が保有する個人情報を開示いたします。ただし、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

- 1、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- 2、開示請求の対象となる保有個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき
- 3、個人の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であって、開示することにより、指導、評価、診断、選考等に支障を及ぼすおそれがあるとき

■個人情報の適正な取扱い

- ・同窓会、役員及び各委員、スタッフ等の名簿や電話番号に関しましては、園に関する連絡以外の使用の禁止を厳守して頂きます。

■個人情報の安全管理

- ・個人情報の取得、利用、保管、廃棄の全てにおいて、個人情報を安全に管理し、情報漏洩防止および情報の不正改ざん防止を徹底します。

■個人情報漏洩防止のお願い

1. 個人情報の管理
園から受け取る個人情報を含む文書は、安全な場所に保管し、紛失しないよう管理してください。
2. 個人情報の提供
他人の個人情報は、本人（保護者）の同意なしに第三者に提供することはできません。慎重に取り扱ってください。
3. 文書の廃棄
不要になった文書について、紙の文書はシュレッダー等で細かく切り処分し、デジタルデータは該当ファイルの削除をお願いします。
4. 電子情報のセキュリティ
電子メールやオンラインプラットフォーム（SNS・コードモン等）を通じて受け取る情報は、セキュリティが確保されたデバイスでのみアクセスし、パスワード管理に注意してください。
5. お問い合わせ先
個人情報の取り扱いについて不明な点がございましたら、園までお問い合わせください。

災害時について（火災・地震時の緊急避難）

突発的に地震が発生した場合は、園児・教職員・施設等の被害状況を把握し、市災害対策本部及び教育委員会に報告します。

【第一避難場所 こどもの村園庭】

園の施設や周囲の安全が確認された場合は、園児及び教職員は園にとどまります。保護者の方が迎えに来られた後、降園となります。

【第二避難場所 北会津中学校】

施設や周囲の状況が危険だと判断された場合は、北会津中学校に園児を避難誘導します。保護者の方が迎えに来て降園します。

※交通機関や道路に障害があり時間がかかる場合や、園からも保護者の皆様からも連絡が取れない可能性が大きいので（通信制限など）無理して連絡なさらず、まずは避難場所へお越しください。

降園時間にかかわらず、地震の状況に応じてお迎えに来ていただいても構いません。また、大災害等で緊急に休園したりする場合等は、園より専用アプリ(コドモン)にてお知らせします。

引き渡し訓練について

避難訓練の一環として、引き渡し訓練を行っています。この訓練は、園と保護者の確実な引き渡しの確認を行います。

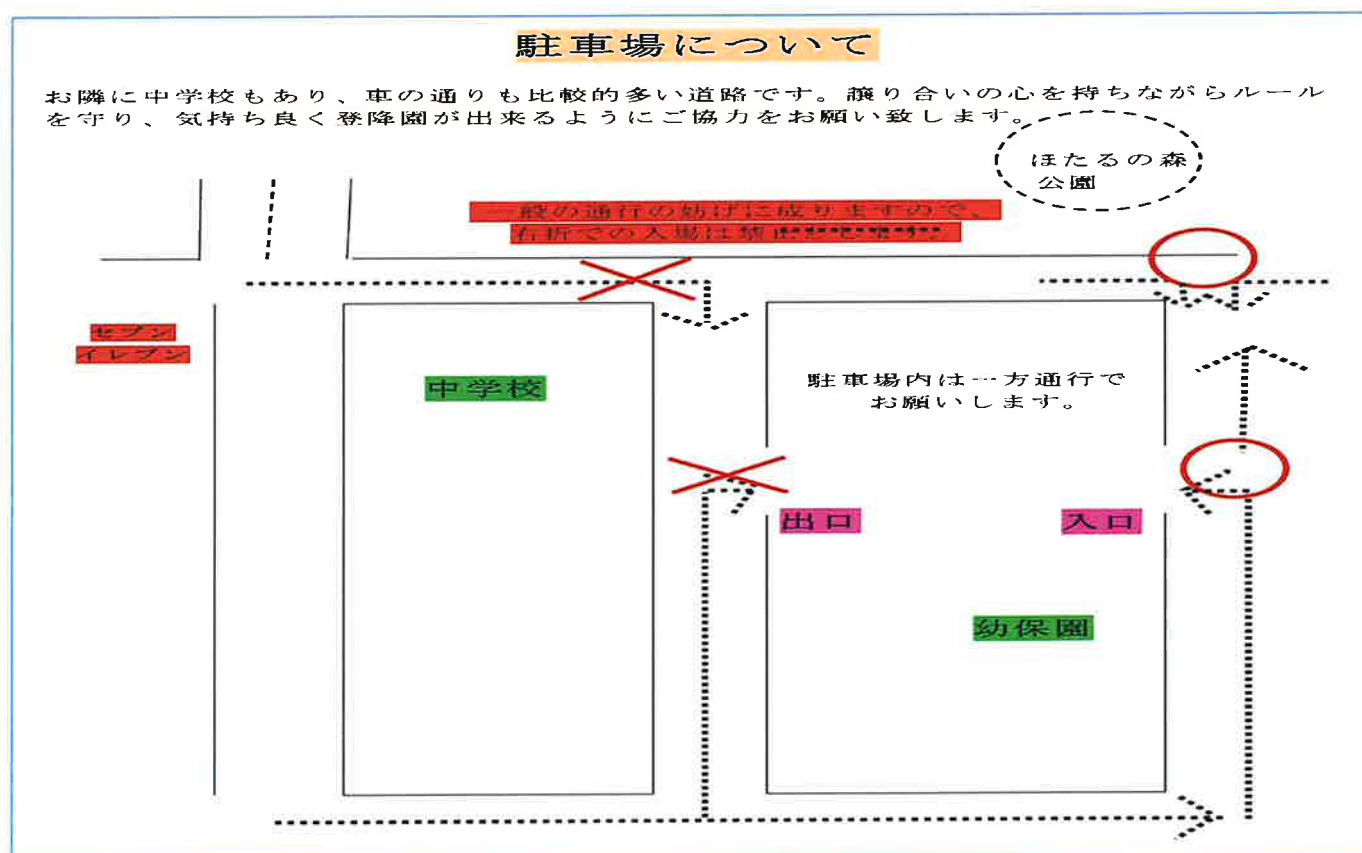
非常災害等の緊急時に、お子様を保護者の皆様に正確にお引き渡しする事を目的に、「緊急時引き渡しカード」をご提出いただきます。お迎えの際に「緊急時引き渡しカード」をご持参頂きます。

園児の安全と事故対策

- 園では、監視カメラで外部を監視しています。
- 園では、万が一に備えて無線式非常通報警備システムを導入し、各クラスから緊急発信が出来るようになっていました。警察や消防署に直接通報が行きます。
- 警備保障会社セコムに警備を依頼しています。園内のセキュリティーは、もちろん、お泊まり会等での巡回警備など万が一に備えています。
- 感染症対策として電解次亜水（セラ）を噴霧しています。また、手洗いうがいの徹底や、空気浄化装置を用いウイルス対策に努めています。また、各クラスに空気清浄機を1台ずつ設置しています。
- 園児を様々な災害から守り安全を期するため、設備面、保健面、保育内容面、非常時対策面から配慮しておりますが、万一の事態に備え「日本スポーツ振興センター」に加入しています。
- 当園は、保育中の怪我などがないように万全に期します。しかし、怪我を用心するあまり子どもの遊びや活動を委縮させないようにしますので、ご理解ください。
- 受診を要する怪我などの場合は、保護者に連絡した上で対応をしていきます。場合によっては、保護者の同行をお願いすることもありますのでご了承ください。
- 満1・2歳児は、まだ言葉が未発達なため、**自分の思いを言葉で伝えることができず、相手に噛みついたりひっかいたりすることがあります。**双方の思いを受け止めながら対応していきますので、爪を短く切るなどの配慮やご理解をいただきたいと思います。
- 対応は、怪我の状況で様々ですが、子ども同士による大きな怪我の場合は、園から双方に状況を詳しく説明させていただきます。状況がご不明な場合は、再度ご説明させていただきます。不用な誤解を避けるためには、子どもの言うことをそのまま受けて、直接相手の保護者に抗議などはないで下さい。必ず、園に相談してください。
- 不審者に対する安全対策として門は、常時施錠してあります。暗証番号での開閉になります。一般の方は、侵入できないようになっております。

駐車場について

- 駐車場には限りがあります。特に込み合う時間帯をご理解の上ご利用下さい。
- 駐車場内での事故・トラブルに関しましては園は一切の責任を負いかねます。
- 駐車場は安全面を考慮し、一方通行となっております。下記図をご確認いただき、ご協力をお願いいたします。
- 駐車場では子どもの一人歩きや、遊ぶことのないように十分注意して下さい。
- 駐車場のルールをご家族(祖父母等)で共有していただくようお願いします。



その他諸連絡

■ 専用アプリ（コドモン）について

- 緊急のお知らせや連絡事項は、全て登録された専用アプリ（コドモン）に送られます。**入園後、必ずインストールを行って下さい。**専用アプリ（コドモン）から「欠席・遅刻・お迎え・その他」の連絡が出来ます。
- また、保育部（満1歳児～満3歳児）は連絡帳のやりとりも専用アプリ（コドモン）を使用し行います。満3歳は、進級に向けて、時期を見て連絡帳からおたよりノートに移行していきます。

■休んでも欠席扱いにならない場合

①三親等以内の親類が亡くなった場合(忌引き扱い)

忌引き日数

・園児の父母	7日
・園児の祖父母	3日
・園児の兄弟姉妹	3日
・園児の伯叔父母、曾祖母	1日

※葬祭のため遠隔の地に行く場合は、往復日数を加算することが出来ます。

②法定伝染病にかかった場合(出席停止扱い)

※病院の先生より診断が出た場合は、必ず園に連絡を入れて下さい。

同意書兼誓約書について

- ・進級・入園にあたり、園と保護者が協力して子どものより良い成長を促し、園の教育目標を達成するために重要事項説明書記載内容や園則、給食費等の納入などルールを守ることに同意して頂いた場合、誓約書を取り交わして頂く事となります。誓約書は、入園願書に記載されております。
- ・連帯保証人は、保護者と連携して同様の責任を負います。また、保証の範囲については、保育料2年分の範囲となります。
- ・未成年者及び同居の親族は連帯保証人になれません。
- ・変更が生じた場合、新年度に向けての説明会の時にご説明いたします。尚、不同意の場合は、個別にお知らせ下さい。

ご意見・ご要望解決の仕組みについて

相談・苦情解決責任者	橋本 希義
相談・苦情受付担当者	安部 尚子
受付方法	面接・電話・書面などにより、受付担当者が随時受け付けます。
電話番号	0242-23-8585